

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第17回) 議事録(案)

1. 日時：平成16年3月17日(水) 10:00～12:00

2. 場所：中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

3. 出席者：

【委員】阿部博之会長、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、岸本忠三議員、黒田玲子議員
黒川清議員

相澤英孝委員、秋草直之委員、新井賢一郎委員、荒井寿光委員、浮川和宣委員

江崎正啓委員、齋藤博委員、竹田稔委員、中島淳委員、原山優子委員、廣瀬全孝
委員、松重和美委員、森下竜一委員、山本貴史委員

【招 聘 者】佐伯昭雄全国中小企業団体中央会副会長、東北電子産業(株)代表取締役
社長、澤井敬史(社)日本経済団体連合会知的財産部会部会長代行 NTT
アドバンステクノロジー(株)理事・知的財産事業本部長、渡辺良(社)日
本経済団体連合会環境技術本部開発グループ長

【文部科学省】田中敏研究環境・産業連携課長、小山竜司研究環境・産業連携課技術移転
推進室長

【経済産業省】橋本正洋大学連携推進課長

【特 許 庁】嶋野邦彦技術調査課大学等支援室室長

【事 務 局】林政策統括官、永松審議官、清水審議官、扇谷参事官

4. 議題：

大学等の知的財産活性化のあり方について

5. 議事内容

会長

定刻になりましたので、「総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会」を開催させて
いただきます。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。座ったまま進行をい
たします。

前回、第16回の専門調査会におきまして、メンバーの変更の御連絡を申し上げましたが、当日御欠席の方もおられましたので、本日改めて、総合科学技術会議の議員の方から、一言ずつごあいさつをお願いしたいと思っております。

委員

1月からこの議員を拝命しております。よろしくお願いいたします。

会長

黒川先生、一言お願いします。

議員

黒川でございます。よろしくお願いいたします。

会長

新たに本調査会の委員になられました森下委員お願いします。

委員

森下です。よろしくお願いいたします。

会長

それから事務局ですが、前任の和田審議官に代わりまして、清水審議官が担当しております。一言お願いします。

事務局

このたび、1月から民間会社の東レから参りました清水でございます。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議事に入ることにいたします。まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

(資料の確認)

会長

本日は、前回に引き続きまして、取組状況等についての説明をいただくことにしております。外部から何人かの方にお忙しいところをおいでいただいておりますが、全体が関連する内容でありますので、すべてのプレゼンテーション、御説明をいただいた後で、議論の時間をとらせていただきたいと思います。

それでは、最初、特許庁から御説明をいただきたいと思います。

特許庁

(資料1に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

黒田議員が見えましたので、初出席で、一言お願いします。

議員

総合科学技術会議の非常勤議員している黒田です。知的財産はこれから非常に重要な課題になりますので、私も加えさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

引き続き、御説明をちょうだいしたいと思います。産業界からの御意見をお伺いしたいと思います。本日は、日本経団連から、知的財産部会長代行の澤井様とグループ長の渡辺様、また、全国中小企業団体中央会から佐伯副会長様においでいただいております。最初に澤井様から御説明をいただきたいと思います。

日本経財団体連合会

(資料2に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き、佐伯様からお願いします。

全国中小企業団体中央会
(資料3に沿って説明)

会長

どうもありがとうございました。

それでは、原山委員から、海外の取組についてお願いいたしたいと思います。

委員

(資料4に沿って説明)

会長

どうもありがとうございました。

会長

最後に、前回の専門調査会において、いろんな御質問が委員の方からございましたので、それを担当の省でまとめてもらいましたので、ごく簡単に御説明いただきたいと思います。まず、文科省お願いします。

文部科学省

文部科学省研究環境・産業連携課長、田中でございます。前回、大学が法人化をして、そのときの知的財産の取扱いについての機関帰属の仕方、あるいはその範囲というようなことについて御質問がございました。法人化後の知的財産については、何度も御検討あるいは御説明を申し上げますけれども、基本的には機関帰属に転換をするということでございます。

その転換の仕方というのは、それぞれの大学で知財ポリシーなりをきちんと決めていただくということでございますが、前回、御説明をしたところの中には研究試料についてどうなのか、あるいはデータベース、プログラムについてどうなのか、ということについて若干御説明が欠けておりました。データベース、プログラムの著作権についても同様に、知的財産として、機関帰属に転換していくということでございますし、また研究試料とい

うことにつきましても、現在は国ということで国有財産ということになってございますが、それもまた機関帰属というところで進めていきたいと考えているところでございます。

これらにつきましては、基本的には雇用契約ということの中で定められることとなりますが、個別の定め方というのは各大学で今お決めいただいている中で、例えば就業規則の中に知財ポリシーをリファアーしていただくということで、単なるガイドラインということではなくて、契約の中でそれが決まっていくということに予定してございます。

会長

ありがとうございました。それでは経済産業省お願いします。

経済産業省

大学連携推進課の橋本でございます。2ページの資料でございますが、MOTの中では、専門職大学院はどうなっているかという御質問ございましたので、赤で示してあるように3つ専門職大学院としてMOTコースができております。また、16年度からは、東京理科大が専門職大学院として開設予定ということで、都合4つで、まだまだ少ないので、どんどん文科省に認可していただきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。特許庁お願いします。

特許庁

特許庁でございます。特許審査を迅速化するための総合施策の中で、実用新案制度の魅力の向上とは、具体的にどういうことかとの御質問でございますが、そこに書いてございますように、大きい論点は2点ございまして、権利期間を6年から10年に延長いたします。それから、実用新案登録の後でも特許出願への変更可能とすることです。現在の実用新案の制度では、実用新案の登録後は特許出願への変更はできませんが、これを可能にすることにより無審査登録制度である実用新案制度の魅力を上向きさせます。これらによりまして、実用新案制度がより模倣品対策などへ利用されることを期待しております。そして、特許出願に代替効果のある実用新案出願の奨励を図っていききたいと考えているわけでございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。農林水産省の分については、事務局から回答させます。

事務局

資料の4ページを御覧ください。委員の方から、生研機構の予算で大学が受託した場合の取扱いについての御質問をいただいておりますが、農林水産省からいただいている回答を読み上げさせていただきます。

生研機構（現生研センター）からの受託研究については、平成15年4月以降パイドル条項が適用されています。

なお、パイドル条項の適用は独法化（平成15年10月以降）も取扱いを変えておりません、という回答をいただいております。

会長

事務局から資料6に基づいて、論点整理について簡単に説明をお願いします。その後で、御討論の時間にしたいと思います。

事務局

（資料6に沿って説明）

会長

資料6については、今日これを承認するとか、最終版だとか、そういうことではございません。また、次回もこれに沿っていろいろ御意見をちょうだいすることにしたいと思いますと思いますが、今日いろいろプレゼンテーションをしていただいたわけですが、整理の都合上、この資料6に沿って、順番に今日プレゼンテーションをしていただいた方への御質問があれば、その関連のところもぜひ御発言をいただくということで進めさせていただきたいと思います。

まず、1ページから「機関の一元管理と研究者の流動化」ということが2ページまでありますが、これについて御意見、御質問いただきたいと思います。

委員

2ページの（案2）なのですけれども、これは発明が生じた時点が異動後になりますと、

特許法 35 条の問題が出てきまして、現に勤務している人については 35 条が使えますが、現に勤務していない人については 35 条が使えないので、就業規則等によって移転をさせるということは多分できなくなります。そういう問題もありますので、この（案 2）については、そういう説明を加えていただかないと、個別にきちんと契約をしなければいけないということになると思いますので、その点をちょっとコメントしたいと思います。

会長

これについて、事務局は考えられる案を並べたように思ったのですが、もう少し、今のようなことについて回答できますか。

事務局

委員の御指摘の点は非常に当を得ているというか、我々の認識はあるのですが、考えられる案をとりあえず並べさせていただいて、問題点を御指摘いただいて、どの案が一番おさまりがいいかということで提示させていただいているわけです。整理学を全部進めていくと、結局（案 1）にならざるを得ないというような話になってしまうのですが、それでは御議論いただく下地にはならないと思います。あえて考えられるものはこんなものですねという形でとりあえず出させてさせていただいているので、その問題点をはらんでいるということは十分お含みおいていただいて検討いただければと思います。

会長

委員のお考えもぜひ配慮していくべきだと思います。ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

委員

質問は前にしたのですが、このようなルールを作る場合に、これはそのガイドラインとしてのレコメンデーションなのか、強制力を伴うのかということは人々の考え方に影響を及ぼすと思います。アメリカの大学の場合は、契約をしたときにはそれに関して強制力を伴いますが、日本においてこのようなことを進めるのは、あるべきガイドラインとしてのレコメンデーションなのか、その辺のお考えがあれば知らせていただきたいと思います。

会長

これはむしろここでいろいろ御意見を伺う方がいいかと思いますが、先生は何か特にお考えがありましたらお願いします。

委員

私自身は、今のところはレコメンデーションだというふうに考えておりますが、法人化の解釈によっては、契約を厳密にやらなければならないことになると思います。

前回の会議でも議論されたと思いますが、このようないろいろ法解釈や法的な条文をつくっていく場合に、技術的に聞きたいことがあります。知の形成から産業化に至るいろいろレベルの違うものを含む中で法律化が行われているアメリカの現状を調査するのはいいのですが、日本の今後の考え方についてのポリシーを明確にした上でやらないと、個々の条文の技術論に陥る危険があると思います。本日の3点は、そういう視点からどのように考えるのか皆さんと御議論をいただければと思っております。そういう点で、先ほどの原山委員の大学の状況の報告は私にも大変参考になります。私が7～8年前にMITの人たちからうかがった、大学はライセンスによって収益を求めるよりも、知を社会に還元する結果として大学が潤ってくるという間接効果が大事だという考え方が基本にあると思うのですが、このような点が日本においてはどのように進めるのか。

進化の過程で現在のアメリカがあるということ为先ほど言われましたが、出発点のオープン・ポリシーから契約ポリシーに行ったあと、行き過ぎたのが現在で、振り子が戻るバネが働く可能性があります。アメリカの場合でもバランスが働いて、下流の商業的な応用を図るという目的が逆に大学を支配し始めているとことに関する懸念について、最近話したアメリカの何人かの人々、自然科学者だけではなくて、経済学者からも寄せられていると思います。

したがって、アメリカの1つの例ではこういう解釈だから日本も、という形の対応をするよりも、日本としてはどういう考え方をするのかということをご整理していただければというふうに私は強く感じていることを申し上げたいと思います。

以上でございます。

会長

原山委員の御報告の中にもそこはかなり滲み出ていたと思いますが、何か御発言ありますか。

委員

私も同感でございますが、この基本的な考え方を示すことには大賛成なのですが、基本的な考え方はこういった細かいルールではないと思うのです。ここで議論すべきは、どういうポリシーでもって対応すべきかということだと私は認識しております。

会長

ありがとうございました。今のお二人の御意見について何かございますか。大変本質的なところの御指摘ですので、もし特に御異論がなければ、そのような方向で整理をすることによって、またお知恵を拝借したいと思います。ほかの点はいかがでしょう。

委員

1点でございますが、資料6の2ページで、先ほども発明が生じた時点の話が出ました。この論点1の2でございます。研究者自身の判断により機関帰属としないようにすることができないようにするといった運用方法は必要でございますが、まずは、研究者と所属機関を初めから硬直的な関係に置くというよりも、もう少し信頼関係を前提にして特許を受ける権利の予約承継がスムーズに行える雰囲気づくりということも重要なのではないかと思います。そもそも35条を考えましても、発明者を原点にした規定でございますので、あまり防衛的といいますか、きついラインを先に出すというところかなり反発もあるような気もいたします。

もう一つ、ここで「例えば」とございます。「研究成果を創出した場合」というのは、かなりあいまいな表現でございます。発明をした時点という、どの時点でその義務が生ずるのか、はっきりしておいた方がよいように思います。それから、兼業先での研究ということもあるでしょうし、学外との共同研究という場合も、この届け出義務の中に入れるのかどうか、具体的に考えますとかなりさまざまな場面があるかと思います。

以上です。

会長

今の御指摘の点はかなりデリケートな点と、今までの日本の大学の慣行から見て非常に大きい変更になる部分も含まれていますので、今の委員の御意見に対して何か御発言がありましたら、どうぞ。

委員

まさに兼業の話でかなり問題が出てくると思います。アメリカの場合、コンサルティングをすることは非常に大学として奨励している。それは最終的に外部に行ったところであるような知識を吸収して、最終的には研究・教育に反映させる意図なのですが、そのコンサルティング先で発明が起こった場合、どういうふうに対処するかというのが1つの問題。また、そのとき、例えば自分のPh.D.の学生とか、そこで使った場合とか、そういうときに第三者の関係はどうかと、非常に複雑怪奇な話であって、これは非常に向こうのロイヤーにとっては頭の痛い話だということを聞いております。その辺もかなり配慮したところでルールをつくらなくてはいけないと思います。

会長

ありがとうございました。今の点、どうぞ。

委員

皆さんの意見はもっともで、確かに原山委員がおっしゃる全体像はクリアーだと思うのですが、アメリカでは大学によってかなりミッションが違えば、多様性の大学の特徴を売り出して、どういう学生を採るかというプリンシプルがありますから、MITもスタンフォードもUCLAもキャンパスによって全部違うポリシーになっているということを理解してほしいと思います。

それから、日本は研究者も教員もあまり大学も動かない。私はアメリカと日本で大学を8つ動いているんですね。そうすると、今やっていることを大学に所属させたときに、また次に移るときにどうするのかというのは非常にわからないし、バイオの場合は、さっき委員がおっしゃったように、10年以上かかりますから、一番上流の特許を押さえているときに、大学に帰属されると非常に動きにくくなってしまって困るということが一つあります。

もう一つは、今、コラボレーションをどんどんやっている、相手の大学の先生の間とうちの大学の間が非常にわかりにくいということで、これもやりにくい。非常にやりにくいことが多いのだけど、それではどこを決めるかというと、日本の場合はコモン・ローの世界ではないので非常にやりにくい。法律もガイドラインもつくればつくるほど動きにくくなる。コモン・ローの世界が今こういうグローバルゼーションで勝っているのはそこにあるわけで、事例をどんどんつくって、それからそれをみんなで見る。さっき言ったよう

に、弁護士がもうけるという変なところがあるのだけど、あまりガイドラインつくられても困るので、やる人はやれるのだけど、どういうふうにするかなというのを一番この委員会で議論してくれないと困る。

もう一つは、知的財産を大学に帰属させたとき、だれがパテント料払って、だれが維持して、だれが決めるのかという話が大学の方もわからない。これもカリフォルニア大学もキャンパスで変えていますし、おっしゃるように、ほとんどが特許性があって、大学発はバイオですから、それをどうするかというのは、出口にすごく時間がかかるので、この辺が非常に日本のカルチャーと合わないというのがもう一つですね。

もう一つは、今度はグローバルになってくると、訴訟を受けたとき、だれが受けるのかという話をよく考えておいてくれなくては困る。今は常識的に大学を相手にやるのはやめようかなというのがアメリカにもあるカルチャーではあるのだけれど、これが国際的になったら、そんなこと容赦なくなりますから、特にあまりぎしぎしやっていると、訴訟の対象になったとき、大学は耐えられるのかということをやはり考えておいてほしい。フォーマルなルールもあるので、その辺も考えてほしいなと思います。考えるというのは、そういうことを考えて、何かしようとする、またうまくいかないよという話を言っているのですが。

会長

ありがとうございました。1の機関一元管理から、もう少し広いところにいるんな関連が出てきているわけですが、今日でこれを決めるということではありません。これはたたき台でございますから、ぜひ委員の先生方には、こういうふうに直した方がいいというような御意見を事務局の方にメモとしていただきたいということをお願いしたいと思いますので、中身をまたこの次、議論することにさせていただきたいと思います。

とりあえず、次に の「研究活動における他人の特許発明の使用の円滑化について」、御意見をいただきたいと思います。

委員

まず特許庁の報告者に対する質問と、それに関連して についての若干の意見を述べます。先ほどの御報告によると、大学における試験・研究の取扱いと、特許法69条との関係については、11ページの(4)で、「特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究の場合には、特許権の効力は及ばないので、大学等においてもこのよ

うな試験又は研究を行うにはライセンスは不要である」と言い切っているわけですが、これに似た記述は論点整理の3ページの4. のところにもありますけれども、後発医薬品と69条の関係に関する最高裁判決等の一連の判決の流れの中で見ましても、技術の進歩を目的とすれば、必ず69条で特許権の効力は及ばないと言い切っているのかというのには問題があると思いますし、そもそも技術の進歩とはなんぞやという点でも問題があると思います。最高裁の平成11.4.16判決は技術進歩を69条の要件としていません。

その点から考えますと、技術の進歩を目的として試験・研究すればライセンス不要というところに直ちに行けるのかどうかというのはかなり問題になるところではないかと思えます。その上、大学においての試験・研究だけでなく、今、ここで問題にしているのは産学連携で、産はまさに営利活動のわけです。しかも今後大学が独立行政法人になり、知財本部ができて、特許権等が知財本部に集約されることになると、経済活動、営利活動の一環、これは先ほどの原山委員の報告のアメリカの例にもありましたけれども、果たして非営利組織と言えるかという点ですら問題になってくると思います。そういう状況の中であって、なおかつ大学等におけるこのような試験・研究は、ライセンス不要であるとまで言い切って本当に大丈夫かということは1つ確認しておきたいことです。

それともう一点は、これは先ほどからバイオの関係等が出ておりますが、スクリーニング特許等をはじめとして、いわゆる上流特許が成立した場合に非常に研究試験がやりにくいという問題は実際に起きていると思います。この論点整理の中に、ある学説を引いて、特許性調査、機能調査、改良・発展を目的とする試験、この論点整理は学説的でありませんが、出どころは特許庁の報告書からも明らかだろと思いますが、この辺の改良・発展を目的とする試験がどこまでできるかというのかなり問題のあるところで、議論はなされていますけれども、まだ定説を見るところではないと思います。

将来のことを考えますと、69条の特許の効力を及ぶ範囲というのは、今のような大学自体が性格的に変わっていくことや、産学連携を一層強めていく状況の中で、果たして69条は現状で本当にいいのかという問題もあるかと思えます。これは国際条約との関係で、簡単に改正はできないことは重々承知ですけれども、そのような点について、特許庁は何かの施策を持っているのかどうかということ併せてお聞きしたいと思います。

なお、との関連は、今、申し上げた点にも含まれておりますけれども、かなり断定的な言い方をするのは、今後の問題を引き起こすことを懸念するわけでありまして、特に産学連携と大学の独立行政法人化を踏まえた論点というものをこの中にやはり含めていくべきではないか。

以上です。

会長

ありがとうございました。大変難しいところの御発言ですが、特許庁で何かございますか。

特許庁

ただ今の御指摘については、お答えできる範囲でお答えしてまいりたいと思います。先ほど委員がおっしゃいました11ページの(4)の技術の進歩を目的とした試験・研究の場合はライセンス不要と書いてございますが、これは当然のことながら、それ以前の議論を含めてのことでございます。その5ページ目のところの枠の中に書いてございますように、特許性の調査、機能調査、改良・発展を目的とした試験といった限定的なものに限られると考えておまして、そういうものについては一応大丈夫であろうと現在考えられているところでございます。

ただし、これにつきまして、御指摘のとおりでございます。要は最高裁の判例といったものが特段あるわけではございませんので、通説と申しますか、かなりの多数の方の支持されている説をよりどころにして、可能な限りで考え方をまとめたというのがこのペーパーでございます。今後ともこれにつきましては、いろいろと具体的な検討がなされる可能性もあるということでございます。

あと、2点目でございますが、69条については、WTOのTRIPS協定との関係がございますので、現時点では特段改正については検討しておりません。

以上でございます。

会長

TRIPS協定のこともちろんなるわけですが、そういうことから法律改正というのは極めてやりにくい状況になっているということは、委員も御指摘のとおりですが、何もしなくていいかということはまた別の課題でありますので、そこは御検討いただく必要があるかと思えます。

委員

今の議論とも多少関係するのですけれども、やはり大まかな括りではかなり無理がある

かなと。かなりの場合分けをして、どういった場合がいいのか、悪いのかといったところを詰める必要があるなという気がいたします。具体的には、例えば大学の研究者の方が、研究室の中に入ったら、すべてパテントフリーなのか、またはそうではなくて、パテントが入ってくる部分があるのか、ここで言われている特許発明、それ自体を対象というのは、具体的にはどうなるのか。特許発明の物等をつくる発明、それを測る発明とか、そういったものまでどうなのかということがわかりませんと、やはり大学の研究者としては困るのではないのかなという気がいたします。そういう意味では、大学の研究室というのは、医療行為の手術室と同じなのかどうか、との判断。

もう一つは、大学では教育があります。必ずしも試験・研究と同列ではないのかというところ。教育のために、例えば発光ダイオードをつくるというのは果たして特許的にどうなのかというふうなところも関係してくると思います。具体的に実態がどうあるのか、研究室の実態がどうあって、一般の企業との研究室とどう違うのかというふうなところも詰める必要があると思います。広く調査をして、やはり企業の場合と違う点はあるなということだと思いますし、それは産業の発達、科学技術の発達、権利者の権益がどの程度それで損なわれるのかというところは重要な観点かと思えます。そこら辺を中心にして分析をぜひお願いしたいと思えます。

会長

ありがとうございました。大変難しいところなのですが、日本の大学はアメリカと打打発止をやっているような研究室と、全く今までと同じようなことをやっている研究室とものすごくスキャッターしていますので、どういうふうにしたらいいか、大変難しいんです。どうぞ、荒井委員。

委員

論点の4ページに2.で、「自由な研究活動に対して消極的になることのないよう配慮すべきではないか」と、この趣旨はごもっともだと思のですが、どういう手段があるのだろうかということで、単に考えられる手法だけ考えれば、そういうことを呼びかけるとか、あるいはガイドラインをつくるとか、あるいはソフトウェアのときありましたようなアカデミック・ディスカウントのようなものを呼びかけるとか、あるいは簡便なライセンス方式、強制実施権とか、法律改正とかいろんな手段があると思いますので、単に消極的になるように配慮というのは、だれが何に配慮するか明らかにして、ぜひそういう手

段のいろんなことで実効性が上がるようにやっていただきたいというのが1つです。

もう一点は、さっき委員からの御指摘で、非常にそのところは大事な点だと思いますが、同時にアメリカの多様性と私立大学がベース、もちろんカリフォルニアは州立ですが、非常に多様性があるのと日本が今度国立大学法人で、国の税金というか、そういうことをやっている。あるいは、今、阿部会長からもお話ありましたように、いろんな段階があるのと、こういうのを両方組み合わせて、ぜひ実効性に上がるような形が必要ではないかという印象を持ちました。

会長

ありがとうございました。

委員

この項目について特に考える必要があるのは、日本だけの研究だけではなくて海外の、いろいろなところが研究をできるような状況にあるわけです。研究のしやすさも含めて、そういう意味での環境の競争力といいますか、その辺をぜひ考えていかないと、国内の論理だけで決めていくと、非常にまずいのかなと考えています。

会長

誠におっしゃるとおりであります。

委員

先ほど先生委員がおっしゃられた理念というか、方向性の議論が、この69条に関しては非常に重要だと思っていて、解釈としては、大学にとって例外ではないというのはよく理解できるのですが、一方で、大学や企業で基礎的研究をやると、どんどん特許の侵害訴訟が起こって、差止め請求が起こるといようなことというのは非常に危険な状態で、研究環境という観点で考えていった場合に、果たして科学技術の発展に役立つのだろうかという疑問点があります。

先ほどの論点2のような話を消極的にならないでくださいといっても、実際にあちこちで差止め請求が起これば、やはり消極的にならざるを得ないというようなことがありますので、具体的なこの理念をどう考えるのかというようなことも含めて検討していかなければ、小手先の何か技術論ではなかなかこれは研究者全体の理解が得られないのではなかる

うかというふうにも考えています。

会長

その辺は、また、いろいろお知恵を出して……次でいいですか。

委員

はい。

会長

それでは、メモあるいは御質問でも結構ですから、ちょうだいしたいと思いますし、できれば、修文その他、御意見をいただければと思います。

3番目の5ページの「大学等における研究マテリアル・デジタルコンテンツ等研究成果の帰属の明確と使用の円滑化について」、御意見、御質問いただきたいと思います。

委員

論点の1.でございます。この3行目に「上記報告書に定められた……」とありまして、「基本的考え方の周知を図るべきではないか」と、こういう内容でございます。その上の基本的考え方の部分なのですが、これは先ほど文部科学省の御回答とも関連して、資料5の1ページ目ですが、これとも関連してくるところでございます。すなわち著作権、ここではデータベース、プログラムに係る著作権ですが、これを先ほどの御回答では、他の知的財産と同様に機関帰属へ転換することとするという内容でしたが、職務発明に関する特許法35条と、職務著作権に関する著作権法15条、全く規定の仕方が違うものですから、職務著作といたしますと、要件を満たしていれば、当然機関帰属になります。契約とか勤務規則が介在しますと、これは機関帰属を外す場合に使うということになってまいりますので、これを一括りにしていますが、ここははっきり分けておいた方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

会長

ありがとうございました。

委員

1つは、大学の現場から言うと、先ほどの企業との違いのところ、大学では基本的にそれがビジネスになるかどうか分からないというのが前提になりますので、先ほどの医療特許の話ではないですが、現場ということでは、実際にどうなるかわからないところで、将来性が予測できないという範囲内で、マテリアル・トランスファーなり、あるいは先ほどの特許発明のリサーチスルーのところも考えることができるのではないかと思います。

それから、私がスタンフォードにいたときの経験から言うと、研究者・ポスドクは、ボスとの間で契約関係を結んでいまして、アメリカへ留学した時点で既に契約書にサインして、帰国までの発明は研究室に所属をするというのをサインして、實際上、帰るときに再度それを持ち帰らないというのにサインした形で修了という形になっていました。特許に関しては、スタンフォードの特許のTLOが出た後に、ボスがハーバードに移ったので、実はスタンフォードのTLOからハーバードのTLOに現在移っているような形でTLO同士がどうも話をして移しているのではないかと。その意味では契約期間中は、あくまでも大学に所属しているというのが前提でありましたので、どこに所属するかというのは、あくまでもそのときの大学にすべてが行って、その時点で特許化できてないものに関しては移行後に行くと。

詳細に関しては、私どもの場合は、ボスとの間の契約でしたし、恐らく教授と大学当局との契約関係が移転のときに恐らくあるのではないかとというふうに考えていまして、その意味では、実際にどこで研究をしているかというのが非常に重要なポイントになっていたというふうに理解しています。

今回のデジタルコンテンツのところあたりも、基本的には大学での問題点、わかりづらいというか、本当にビジネスになるかどうかというのは、5年後、10年後の話、これもやはり多いと思うんですね。その意味では、あまり先々まで現時点で企業のように大学をしばるというのはかなり無理があるのではないかと。そのあたりのところでも、大学の事情に合わせてぜひ実際に運用しやすいように決めていただければというふうに思っています。

それから、先ほどのリサーチスルーのところ、もし仮にこの調査会である結論を出したとしても、例えば裁判所に訴えられた場合に、裁判の判例が異なるというケースが当然あり得ると思うのですが、その場合は、どのような形でここでの議論というのが、実際に特許法の改正等で反映されるのか、そのあたりの議論というのはもうされているのでしょうか。今回、初めてなので、わからない点があるので、お教え願いたいのですが。

会長

何か、今の件ですか。

委員

今の件です。

会長

どうぞ。

委員

1つ、申し上げますと、69条の改正は、条約絡みがありまして、これは多分不可能だと思います。現状の日本法も、条約との絡みだとちょっと広い。したがって、場合によってはT R I P S協定違反になる可能性もないわけではないというところで、69条を改正することは現実的には不可能だという御理解でいただきたいと思います。

会長

あと、今、委員が質問されたことについて、今まで特段に結論を出しているということはないと思いますので、いいですね、それで。

事務局

はい。

会長

これからの問題だと思います。

それでは、 の「知的財産を活用した産学官連携の強化について」お願いします。特にこの点に御発言がなければ、どこでも結構でございます。どこへ戻っていただいても結構でございます。

委員

論点 の6ページ、7ページの部分で、論点のところに書いてないのですが、国立大学法人からの出資先として、今回、T L O向けが可能になるように変わるわけですが、大学

発ベンチャーへも知的財産権の現物出資ができるように変えた方がいいのではないかと思いますので、御検討をお願いします。それは知的財産に出資して、今の段階では金がないから払えないとかという人はまだ当分払わなくていいというようなことも可能になりますので、そういうのも有効だと思います。

委員

全体を通してのことで、これまでに何回か要望したのですが、特に今回の議題が、大学等の知的財産活性化のあり方ということなので、先ほども理念を明確にさせていただきたいと申し上げました。ある決まったパイの取り合いになるとそのやり方の技術論になりがちだと思うので、どのように発見による価値の最大化を行うのか、そこにおける大学の役割と理念は何か、どのようにそれを産業化して、それを最大化するのかという企業理念の押さえ方を再確認して、その中での知財のあり方をぜひ明確にさせていただきたいと思っています。そういう意味では、先ほどアメリカの例は重要ではあるが、振り子が右や左に振れて修正をしながらやっていく中で、かなり今振れている時期であるという意見も出てきていることを頭に入れて、日本国内だけではなく、世界的に通用して、特にアジア諸国も日本のルールと一緒にやれるようにぜひ先導してさせていただきたいと考えます。

もう1つ申し上げたいのは、企業やベンチャーの考え方に関して、アメリカの中でもかなりのいろいろあり方の再検討を行う機運が出てきていることです。それに関して、今日は持ってこなかったのですが、私の友人で、サンフランシスコでベンチャーキャピタルをやっている原丈人さんが、去年の11月ごろ、中央公論に日本の経済学の教授と対談しています。原さんは、企業はベンチャーを含めてだれのものかという問題を提起して、企業は株主のものであるというアメリカの考え方が良い結果ではなくて、逆にまずい問題を引き起こしているのではないかと。そういう点では、企業のあり方として社会の非常に重要なツールであるという考え方に基づく、新たな企業理念が必要であるという認識を持っていることを言っておられました。

本日産業界から、中小企業の代表からもいろいろな意見が出てきたと思います。企業の理念というのは、もちろん一元化はできないでしょうが、大学の理念のあり方と併せて、それを受ける企業側の明確で攻撃的なメッセージをぜひ展開するべきかと思います。その辺を誤ると、しっぽが頭を振り回すという、tail wobbles headという、つまり犬がぐるぐる回っているうちに、どっちが先だったかわからない状態に陥り大学自身が混乱する、企業も混乱することはぜひ避けてほしいと。以上のことをつけ加えておきます。

会長

大変重要な御提言なのですが、実際には大変難しいところであります。ぜひ、そういう方向はトライしたいと思いますが、どちらかといえば、この論点整理は産学連携についての議論がここで生まれて初めてスタートしたわけではないので、ある段階から後のことしか書いてないのですが、おっしゃるように、常に大学のあり方とか、企業のあり方というより、企業から見た大学のあり方かもしれませんが、そういうことを常にメンションしながらやっていった方がいい……確認しながらやっていった方がいいということなのかもしれません。

委員

全般についてですが、5年、10年というスパンで考えると、今の日本の大学の状態と相当変わるのだろう。大学自身の教育だとか研究の自由ということの理念は重要です。一方、産学という問題がますます重要になってくる、競争社会に大学が組み込まれるという認識が必要。また、そういうことに対するいろんなプロテクション、あるいはもっと言えば、コンプライアンスをどうするか、そういうことも含めて考えないといけない。要するに競争社会側の論理をある程度大学のいろんな政策の中に入れなくてはいけないと思っています。そうしないと、提訴されるとか、裁判所でいろいろやるということになってきてしまう。競争社会は大学といえども避けられない。

そういうことが認識されてないと、個別の議論よりも、そういうふうに変化していくという哲学が重要だと思っています。ぜひよろしくお願ひしたい。

会長

多分、今のことは、そういう前提でないと、むしろ混乱が起きるわけありますので、おっしゃるとおりだと思います。問題は、競争社会として、どういう競争社会に持っていくか、どういう性格にしていくかが文面にきちんと出てこなければならないということだろうと思います。

委員

競争社会と申し上げましたのは、大学同士の競争というよりも、知財との競争社会にさらされるということであって、先ほどの69条のように、教育と研究のためなら良いとい

うのではなくて、やはりそこにはアカデミック・ディスカウントとか、民間企業の研究をやっているルールの中でやるということが重要だということを申し上げているわけです。

会長

おっしゃるとおりだと思います。

委員

今、大学の現場にいる者として、実は知財ポリシー、それから産学連携ポリシー、そういったものを既に決めないと4月から実際の知財関係の動きが取れないという状況です。したがって、こういう議論は本当は1年前ぐらいになされていないとポリシーを決定できない。現実的にはこういう内容すでに先走って入れているわけですが、その運用において、1つだけ考えてほしい点がございます。大学においては、教育の場ということもあって、いわゆる論文発表、研究会、特に修論発表会などの機会があります。そういう場所に一番最新のデータが出てくるのですね。そこでいわゆる第30条の新規性の喪失の例外規定が適用ができるかどうか。そのあたりが非常に大学の教官・研究者・学生にとって一番重要な問題だと思われまます。

この規定については、実は昨年か一昨年、特許庁の方で、大学はほとんどそのような形の指定をされております。ところが実際的には大学本部が主催ないしは共催でないにだめだということかなり厳しい条項があって、それはなかなか現場に合わないと思うんです。いろんなセンターであるとか、学部・選考単位で開催する場合、そういったものもぜひ含めないと運用上非常に困ると。やはり大学の中での特許というのは学生レベル、院生レベル、研究者のレベルからくみ上げていかないとなかなか育たないように思われ、1つ具体的な注文なのですが、よろしく検討をお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。おっしゃるように、本当は1年も2年も前からそれをやらなければいけない、あるいは結論が出ていなければいけないのですけれども、とにかく国立大学の法人化で、現在でもルールがまだ動いている、あるいは全くつくってないところからつくろうとしているという状況です。学生、教員も含めて、特に教職員の労務上の規制なりルールがどうなるかというのも、まさに動いているときですので、各大学とも一生懸命やっている段階だと思います。あまりぼやぼやしないでガンガンやっていくべきだという

ことについてはおっしゃるとおりだと思います。

そろそろ時間ですが、どなたかどうぞ。

それでは、いろいろ御意見をちょうだいしましたが、資料6につきまして、どの点でも結構でございますから、ぜひ事務局の方にメモをお寄せいただきたいと思います。それから、御質問がありましたら御質問でも結構でございます。これはいつごろまでお願いすればいいですか。

事務局

3月いっぱい、今月いっぱいぐらいまでお時間を差し上げられると思います。

会長

では、3月いっぱいまでをお願いしたいと思います。それで、なお、先ほどいろいろアメリカとの関連でお話ございましたが、確かに今のグローバルパワーを考えれば、米国の状況、動きを大いに参照していかなければいけないわけです。知財では、よく言われているようにアメリカより20年遅れていると。20年遅れていると言われてから何年かたってますから、もっと遅れているのですが、現在のアメリカをすぐ参照すればいいということでも必ずしもないわけですので、その辺も踏まえていろんな御意見をいただければありがたいと思います。そういうことをお願いするということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

会長

それでは、大変恐縮ですが、そうさせていただきます。

それでは、最後に資料7として、前回議事録を配布しております。修正等これは御覧いただいているわけですね。

事務局

はい。

会長

修正がないと思いますが、特に御発言がなければ、この議事を含めて、本日の会議資料はすべて公開としたいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

会長

それでは、そうさせていただきます。

それでは、今後の日程について、事務局から説明してください。

事務局

次回は4月16日(金曜日)の午前10時から12時までを予定しております。別途、御案内は事務局の方からさせていただきます。

会長

それでは、きょうの継続として、いろいろ御議論いただくことになると思いますので、また、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。